

令和5年度第4回宮城県がん対策推進協議会会議録

- 1 日時:令和6年2月2日(金)午後6時30分から午後8時まで
- 2 場所:宮城県庁行政庁舎11階 第2会議室
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)
飯久保 正弘、石岡 千加史、井上 彰、加藤 勝章、菊池 敦生、轡 基治、齋藤 祐一、
渋谷 勝、菅原 よしえ、橋本 省、森 弘毅、山崎 敦、山田 秀和、吉田 久美子

4 会議録

(司会)

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、皆様をお願いいたします。

本会議は、WEB会議システムを使用しております。

カメラは常時オンにさせていただき、マイクはミュートに設定願います。

なお、御発言の際は、マイクのミュートを解除いただき、御発言願います。

はじめに、会議の成立について御報告申し上げます。

本日の会議には、16名中14名の委員に御出席をいただいております。

なお、本日は、宮城労働局の齋委員、がんサバイバーシッププログラムGlue佐々木委員、オブザーバーの仙台市健康政策課の佐野課長は所要のため欠席となっております。

がん対策推進協議会条例第4条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本協議会は、情報公開条例第19条の規定により、公開とさせていただき、本日の議事録と資料につきましても後日公開させていただきます。

傍聴の方々にお願いいたします。

会議中は、傍聴要領を遵守願います。

進行の支障となるような言動の一切を禁止いたしますので、御静粛に傍聴願います。

次に、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

会議資料は、次第、出席者名簿、資料1から資料5、参考資料です。

皆様よろしいでしょうか。

それでは、ただ今から、令和5年度第4回宮城県がん対策推進協議会を開催いたします。

開会に当たりまして、保健福祉部副部長の大森より御挨拶申し上げます。

(大森副部長)

宮城県保健福祉部副部長の大森でございます。

委員の皆様には、本日はお忙しいところ御出席をいただきまして感謝申し上げます。

また、本県のがん対策の推進に御尽力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

本日はいよいよ最終案の審議となります。

県民のパブリックコメントの結果の内容を踏まえた案をお示しさせていただくとともに、本日皆様からいただいた御意見を基に、計画策定に向けての最終調整をさせていただくこととなります。

また、本協議会で御審議いただきました、条例の制定に関しましては、昨年12月に宮城県議会においてがん対策推進に係る条例検討会が設置され、条例制定の検討が始まったところでございます。

条例制定により、本県のがん対策のより一層の推進が期待されているところでございます。

委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。また、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、条例第4条第1項の規定によりまして、これからの進行は石岡会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

東北大学の石岡です。

今日は、他の会との関係で、私の部屋からウェブで司会をさせていただきます。

現地の会場に御参集の委員の皆様には大変失礼ですが、御容赦願います。

今、大森副部長から、最終段階に入った最終案について、委員の皆様の忌憚のない御意見をという御発言がございました。

本当に最後のチャンスです。私たち委員が力を合わせて県の方々と、最終案にようやくこぎつけたという状況ですので、仕上げを完璧にしたいという気持ちもございます。

どうぞ、積極的な御発言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に従って進行させていただきます。

最初に事務局から、パブリックコメントの結果と中間案からの変更点について、資料1に基づいて説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局健康推進課の小野寺です。

着座にて失礼いたします。

資料1により第4期宮城県がん対策推進計画の最終案、パブリックコメントの結果と中間案の変更点について御説明いたします。

スライド番号1を御覧ください。

これまでのスケジュールになります。

前回の協議会でご協議いただいた中間案は、その後、石岡会長一任のもと修正を行い、パブリックコメントを実施しております。

スライド番号2を御覧ください。

募集期間は、御覧のとおり、昨年12月7日から1か月間で、県のホームページ等で公開しました。

スライド番号3を御覧ください。

意見の件数は、36件ございました。

いただいた御意見を、がん計画の章・節で分類すると、御覧のとおり、現状と課題、がん予防、がん医療、基盤についての御意見が多くなっています。

スライド番号4を御覧ください。

具体的な意見の内容と県の回答ですが、お配りしている「資料2」のとおりとなっております。

スライド番号5を御覧ください。

特に意見の多かった内容、本日、委員の皆様特に御意見をお伺いしたい点について説明いたします。

初めに、こちらは、分類上、第2章「現状と課題」と第4章の「がん医療」に渡った御意見ですが、いずれも「がん診療を行う一般の病院のうち、一定の要件を満たす病院が宮城県がん診療連携協議会に参画することへの意見」でした。

主な意見の提出者は、県内の病院からでした。

スライド番号6を御覧ください。

こちらは、最終案の18ページに記載しているグラフですが、御意見をいただいた病院は、拠点病院等以外のがん診療を行う病院からの御意見でした。

スライド番号7を御覧ください。

御意見をいただいた病院すべてから、こちらの中間案に記載しました「取組の方向性」に対して賛同の意見でした。

スライド番号8を御覧ください。

御意見の中には、一定の要件を満たす病院については、「県が指定する制度のことまで踏み込んで」という御意見がございました。

県としましては、県独自の指定制度の検討を含め、がん医療を高めあう仕組みの構築に取り組んで参りたいと考えておりますので、記載を追記しております。

スライド番号9を御覧ください。

ここで、拠点病院等以外のがん診療を行う一般の病院のうち一定の要件を満たした病院について、ここでは仮に準じる病院といいますが、補足説明をさせていただきます。

詳細は、今後、宮城県がん診療連携協議会との協議のもと進めることとなりますが、他県の指定を参考としたイメージとしては、御覧の図のようなイメージとなっております。

スライド番号10を御覧ください。

こちらは参考になります。

がん診療連携拠点病院の国の指定要件と、他県の独自の指定要件です。

指定要件については、今後、宮城県における指定の方針を検討してまいります。

スライド番号11を御覧ください。

次に、御意見が多かったのは、「がん対策条例に関する意見」です。

分類上は、第4章から第5章に分かれておりますが、条例制定を求める意見でございました。

スライド番号12を御覧ください。

中間案の第4章第4節の「患者・市民参画の推進」に条例の記載がありました。

こちらは、主語は「県は」となっていましたので御覧の書きぶりとしておりました。

スライド番号13を御覧ください。

先ほど副部長からも御説明がございましたが、既に報道等で御承知かと思いますが、宮城県議会において、がん対策推進に係る条例検討会が設置されましたことから、書きぶりをあらためております。

スライド番号14を御覧ください。

御覧のとおり、議員提案による条例制定の検討が始まりましたので記載を改めております。

取組の方向性には、御覧のとおり、条例制定による機運の高まりや、県民一体で取り組むことなどを記載しております。

スライド番号15を御覧ください。

第5章の1「がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施」のところにも条例の記載がありましたので、最終案では、御覧のとおり、先ほどの第4章とは異なり、本計画による、がん対策の実施についての項目となっておりますので、議会による条例制定後のことを記載しているため第4章とは書きぶりが異なっております。

スライド番号16を御覧ください。

その他の意見です。

がん予防に関する意見もございました。

予防に関しては、県の健康増進計画であります「みやぎ21健康プラン」と連動して対応する予定です。

また、文言等の修正は御意見を踏まえて適宜修正しております。

スライド番号17を御覧ください。

パブリックコメントや、前回の協議会后に修正を一任された石岡会長の御意見を踏まえて、修正した箇所は、資料3の最終案で黄色に塗りつぶしております。

スライド番号18を御覧ください。

こちらが最後のスライドです。

今後のスケジュールです。

本日の協議会で御了承いただきました最終案は、県議会へ報告し、3月には、決定・公表予定です。

事務局からの説明は以上です。

なお、本日欠席しております、佐々木委員からもコメントを頂戴しておりましたので、後ほど御紹介したいと思います。

石岡先生、どうぞよろしく願いいたします。

(石岡会長)

どうもありがとうございます。

変更に関して中間から最終案、それからパブリックコメントの関係について、事務局から概略を説明いただきました。

既に委員の先生方は資料を確認されたと思います。

最終案の黄色の部分は、細かい各論の修正点であります。

また、概要の説明で、大きなポイントとしては、条例のところと、県独自の病院の指定といったところに関して、踏み込んだ書き方になっていると思います。

どのポイントからでも結構ですので、御発言をお願いします。

挙手ボタンがあると思いますが、手をあげても結構です。

吉田委員、どうぞ。

(吉田委員)

パブリックコメントを読ませていただきました。

様々に検討されたことを厚く御礼申し上げます。

1つだけ気になることがありました。

この資料のスライドの15番ですが、最終案のところの赤字で書かれたところですが、宮城県議会ではということで、ここは12月に条例検討会が設置されました。

ここは本当に喜ばしく思っています。

その次ですが、「条例が制定された場合には、その理念や趣旨に沿って」というこの「その理念や趣旨に沿って」というところが、抽象的かなと思いました。

そういう意味で、私たちが第4期がん対策推進計画を何回も練ってきましたので、この第4期がん対策推進計画と合致するような、離れないような対策が必要ではないかということで、こここのところに第4期がん対策推進計画のところが入ればいいのかかなと思いました。

あと、最後のところですが、この「行政等の関係者が一体となって、がん対策を一層推し進めていくことが期待されます」という文章ですが、「期待されます」という言葉が、他人事のように感じて、やはりここが気になるなと思いました。

議会提案だから文章が難しいのかどうか、わからないですが、「一層推し進めていきます」などというふうな言葉ができたかなと思いました。

以上です。

(石岡会長)

貴重な御意見、どうもありがとうございます。

今のところですが、先ほど事務局から説明がありましたが、そもそも中間案では、県が検討するということになっていたわけです。

一方、その後、ここに記載の通り、12月に県議会が検討会を作るということで、議会で設置するということが決定したわけです。

そうすると、県は独自に検討すると言っていたのが、議会がやるので、あとは任せましたということになって、それでいいのかという御意見だと思います。

それが一点で、もう一点は、条例と宮城県がん対策推進計画との関係を明確にしておく必要があるということだと思います。

条例は、当然、計画に基づいて条例を作るという立て付けにする必要があるということです。

吉田委員の御指摘は非常に重要で、その理念や趣旨に沿って、何かを行うと書いてあるのですが、計画の方が、基本的には上位にあるわけですから、条例が、この計画の理念や趣旨に沿うべきであって、そうすると、ここの書きぶりというのは、少し変な位置関係になると思います。

それが二点目です。

三点目は、がん対策を一層推し進めていくことが期待されるというのは、確かに他人事で、以前の書き方は、主体的な書き方になっていましたが、期待されるということは、他人任せということになるわけですから、ここの文章が全体の書きぶりの中で非常に曖昧な書き方になっているというのは、御指摘の通りだと思います。

このことに関して、どなたか御意見はございませんか。

あるいは事務局で御意見があれば、御説明をお願いいたします。

(井上委員)

東北大学の井上です。

私も吉田委員がおっしゃったことは、まさにその通りというか、他人事の文章がかなり気になりました。

まず質問も含めてですが、確かに議員の条例検討会が設置されたのは、非常に喜ばしいことではありますが、これはあくまで議員さんだけの集まりで検討される会ということでしょうか。

例えば、専門の医療者、もしくは患者さんの方などが入るような検討会ではないのでしょうか。

もしそうであるとすると、やはりこの協議会で検討してきた計画がしっかりと反映される、もしくはそれを強力に押し進めるような条例にしていただければ、もちろんいいのですが、そこが今のままで、きちんとそうなるのか、不安を感じるということです。

あと最終案で条例が制定された場合にはというところが、他人事で、すんなりと、条例がいい形で策定されるか、この書きぶりだと不安を感じざるを得ないので、議員さんの検討会には、協議会の意見が反映されるような仕組みを作った上で、この計画を推し進める条例を策定していきますや、それに基づいてがん対策を推進していきますというような書きぶりをしていただければなと思った次第です。

以上です。

(石岡会長)

井上委員、ありがとうございます。

その他の今日の議題の後半で、事務局からの説明と私からコメントをさせていただこうと思いましたが、今、意見が出ましたので、吉田委員と井上委員の意見のところは、その他の所と非常に重要な関係がありますので、少し前倒しにして、その他のところに予定していた宮城県議会ががん対策に関わる条例検討会の資料を出していただけますか。

1月23日の検討会が始まって、次、お願いします。

これが、実際のメンバーで、自民党の県議以外にも、みやぎ県民の声、共産党、公明党、立憲・無所属クラブということで、超党派の検討会になっていますので、実現性に関してはかなり高いと考えられます。

一方で、どこの議員の皆様がどのようなお考えか、我々には知る余地もありませんし、専門性に関しましては、当然、私ども協議会の有識者とはまた違うレベルにあるのかなと思います。

次のページをめくっていただくと、検討会の開催、委員はこの中でということですが、次をお願いします。

次の条例制定の意味は、これでいいと思います。

次をお願いします。

最後、ここで、検討スケジュールとして委員会が考えられているのは、最初の2月から6月までの定例会中にパブリックコメント案を作るということで、そこまで数回委員会を開催するようです。

その一番上のところで、行で言うと2行目か3行目に、執行部・参考人意見聴取というところがあります。

これが意図するところは、私を知る余地もございませんが、参考人というのは、当然、有識者と考えられますので、恐らくは宮城県内のがん対策、あるいは、がん診療や患者会、あるいは他のステークホルダーの意見を聞いてくださるのではないかと思います。

ついでに下まで行ってしまいますと、予定としては、条例交付が3月下旬ということで、後1年かけて、パブリックコメントや議会での承認も含めて作るという状況ですので、恐らく、議会の方では、その委員会の条例案を基に、それをパブリックコメントに出して条例として成立させるという予定だと思います。

ですから、有識者の意見を聞く機会というのは、きっとあるというのが一点。

それから、これは私見ですが、もしかすると協議会の意見、あるいは協議会の一部の委員の意見を聞いてくださる可能性も無きにしも非ずかと思えます。

それで井上委員の御懸念は、当然で、今、私が話したように、協議会の意見、あるいは、最終的に決定したこの計画に十分に沿った形での条例になるかということに関しましては、我々としては第三者になるわけですから、非常に心配だというのは、御尤もかと思えます。

一応、私からの説明は以上になりますが、先に、井上委員、よろしいでしょうか。

結局、まず、やはり専門家というか、実際に検討してきた我々の意見が反映される形であれば、そういう検討会を通じて条例を制定していただくのは、ありがたいことだと思います。

これは少し大事なところなので、もう少し後でも議論しますが、先に加藤委員も意見があるようですので御発言ください。

(加藤委員)

今までの御発言の通り、この文章はやはり主体性に欠けるなと思いますが、先ほど言われたところで、この計画と条例との立付けの関係は明瞭にさせていただいた方が良いという気がしました。

やはり、第4期のがん対策基本計画は国のがん対策基本法に基づいて国が策定したもので、県のがん対策推進計画はその県で行うものという位置づけだと思います。

先ほど県の条例との位置関係で、石岡先生が、こちらの計画が上位にあるわけだからということをおっしゃられましたが、そのところがきちんと明確になっているのかどうかということをお教えいただきたいなと思います。

その優位性の問題として、この計画がまず県のがん対策の大枠を取り仕切るものとなるのか、それとも条例が出てくると、それは全く独立した話になるのか、そここのところの法律上というか、その立て付けの位置関係のところははっきりしないと、やはり主体的な書きぶりに変えた方が良いと思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

(石岡会長)

ありがとうございます。

事務局にも伺います。

参考資料3の中の資料1のところで、運営要綱というのが書いてあり、ここでは、もちろんがん対策推進ということを書いてありますが、どこにも設置理念、目的というようなことが書いていなくて、例えば、宮城県がん対策推進計画を推進するために等と何か書いてあれば、当然そうだろうと思いますが、第6の協議事項には、がん対策の推進等を目的とする条例ということは書いてあります。ですから、広く解釈すれば、当然、がん対策の推進というのは、宮城県のことですから、これが宮城県がん対策推進計画と別なものになるということは、ありませんと言えありませんと思います。

しかし、加藤委員からの御懸念は当然だと思います。

そこで事務局に伺います。

私の理解では、都道府県のがん対策推進計画があって、あるいは、そういった医療政策の計画があって、条例をあえて作る場合には、そういった計画をより有効に動かすために、あるいはより縛りを強くするために、条例という形で、行政が、県民に対して、より強力な政策を打ち出せるということではないかと理解しておりますが、その理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。

条例と計画の位置関係の認識としましては、基本的には条例の方が上位にあたりまして、国会でいきますと、立法府の国会と行政府での関係と同じで、法律に従って執行していく、その位置関係は県の場合も同様でございますので、基本的には条例の方が上位にありまして、その条例の内容に基づいて、我々執行部側としては、行政を行っていくという基本認識でございました。

(石岡会長)

ありがとうございます。

ということで、我々の理解とは違うそうです。

法律と国の基本計画と同じ関係になるということだと思います。

そうすると、基本的には考えにくいですが、計画の一部はなし崩しにされる可能性というのはあるそうです。

例えば、計画には比較的に厳しいことが書いてあっても、条例の方では、少し緩く書いてあるということはそれが上位ということで、一部の県民は条例に書いてあるから、計画に沿う必要はないということになるということだと思います。

私は、事務局からそういう説明がきたので、我々としては、そういう理解のもとに、今後のことを考える必要もありますし、今の部分も、そういう書きぶりにしないといけないです。

ですから、県の事務局の方で書いた文章では、私も実は少し直す必要があるだろうということで、一昨日伝えてありますが、そういう書きぶりになっているというのは、上下関係が逆だから、そういう書きぶりになるのですね。

加藤委員、お願いします。

(加藤委員)

いや、そうしますと、やはり、この計画がどの程度、条例に反映されてくるのかということが、やはりきちんと担保されないと、せっかく計画をきちんと立てたとしても、これが必ずしも遂行されるという保証はなくなってしまうという可能性があります。

やはり、条例の方が上位という認識なのであれば、少なくとも条例の策定に当たっては、先ほどの参考人等ということも含めて、この協議会の意見などをきちんと反映していただける、聞き届けていただけるということを担保していただいた状態で話が進まない、今、石岡先生が言われたような逆転現象が起きて、計画ではこう言っているが、条例ではそこまで言わないから守らなくて良いみたいな話になりかねないのかなということが非常に危惧されてきて、そうすると、この期待されるということを書いても、条例次第だという話になってしまうのかなというところは非常に心配ですが、いかがなものでしょうか。

(石岡会長)

ありがとうございます。

御懸念は私も共有しております。

県の議員の皆様は選挙で選ばれて、県民の代表として御発言される、あるいは条例策定に臨まれるということだと思いますが、一方、やはり、我々、がん対策の専門家という立場とはまた違うステークホルダーにあるということになります。

当然、県民の中にも、がん対策の一部の記載に関しては、賛意を示さない方も当然いるわけです。私どもは、県知事の諮問機関として、協議会として、より良い県民に対するがん対策をどのようにして提供するかということ、これまで検討してきたわけですから、そういう意味では、県議が県民の代表の意見を反映するという点であっても、我々が、より厳しいがん対策を進むべきだということであれば、やはりそちらの方向に何らかの形で仕向ける必要があるという関係にあるのだと思うのですね。

皆さんも意見があると思いますし、橋本先生も手を上げていらっしゃいますが、後で私の私見を述べますので、私たちの協議会の意見、あるいは、これから確定する計画に沿った形での条例ができるということに関して、何らかのアクションを起こす必要があるのだろうと思います。

まずは橋本委員の意見を伺います。

よろしくお願いします。

(橋本委員)

宮城県医師会の橋本でございます。

条例と計画の相互の関係というのは、私もよく知らなかったのですが、いずれにしろこれまでの色々な条例を見てみると、あまり詳しい書きぶりにはなってないですね。

今回のがん対策推進計画のような、細かいところまで書き込んだ条例ではなく、もう少し漠然とした条例になるのかなと私は予想しています。

いずれにしろ、この条例を作るのは議員さんたちで、そこに専門家の名前が入っていないということは、最終案まで、議員さんたちで色々と考えていくということだと思いますが、それは恐らく無理だと思います。

議員さんたちは、がんのことを御存知の方というのは、恐らくほとんどいらっしゃらないのだろうと思いますから、結局は、外部の有識者などの意見を聞きながら進めていくということになると思いますし、先ほど会長がお示しになったように、意見を聴取する場があるということですから、その場を通じて強力に、宮城県がん対策推進計画というのは、宮城県のがん対策の基本となるものだから、これに沿って条例を作るようにということをお願いしなうしかなないかなと思っていました。

多分、それは言うてくれるのだろうと思いますし、どういう方が有識者として意見を述べることになるかは分かりませんが、それなりにきちんと知っている方だと思いますので、その点はあまり今の段階で言っても仕方ないと思います。

会長の意見、すなわち、委員の意見になりますので、委員の意見をきちんと条例を制定する委員会に話してもらうということを、まず、我々としては考えるべきかと思っていました。

以上です。

(石岡会長)

どうもありがとうございます。

他にこの条例に関わる部分に関して御意見はございませんでしょうか。

そうしましたら、私から申し上げますが、最初の間は、県が主体的に検討するという書きぶりだったわけです。

12月の議会の検討委員会できるということになって、最終案ではそちらに任せるといような書きぶりになったのですが、そこを一つの案としては、変えないということです。

検討するというまましておくということです。

今、事務局からも説明がありましたし、皆様の御意見や御懸念もございませす通り、議会とは別に、県がこの計画を立てるわけですから、議会の県議団が条例を作ることを検討しているということと、今、我々が話し合っているということは、立法と行政で独立してやっているわけで、それが立法側、議会の方がやると言ったから、こっちも変えるというのは、一般的にはおかしい話です。

向こうから変えろということを書いてきているわけではないわけですね。

それが、一点です。

ですから、あそこの書きぶりはあくまで県が検討するという書きぶりにしておいて、変えないというのが一つの方向だと思います。

さらにもう少し積極的に踏み込んだ案としては、この宮城県がん対策推進協議会は、今年度はこれで終了ということですが、次年度も、例えばロジックモデルのところなど積み残しがあるわけですから、また新たに委員を招集するということになると思います。

その際、計画に検討するというのを残しておけば、例えば宮城県がん対策推進協議会の中に、宮城県がん対策条例検討会というワーキンググループみたいのを作って、自分たちだけで検討するという位置を残すというのが一つの案です。

だから、2案は、先ほどの県議会のことを残すのですが、あの書きぶりではさすがに消極的すぎますので、少し書き換えて記載するということです。

しかし、この協議会とはもう全く別に有識者が集まって、宮城県がん対策条例の研究会みたいに作って、逆に議会の先ほどの検討委員会の方にアプローチして、我々専門家の有識者だと、協議会のメンバーだったので、十分に検討し、知識も、データも持っているということで、提言するというやり方もあります。

議員あるいは議会に提言することもできるのです。

そういう方向が考えられると思います。

その辺についてはどなたか御意見がございますか。

事務局の方はいかがでしょうか。

県側としては、議会の方で条例を作るようなので、計画の方もそちらに任せますという書きぶりで、行政と議会との関係はそれでいいのでしょうか。

県民としての質問です。

(大森副部長)

副部長の大森でございます。

条例の検討に関する記述内容が最終案で変更されたというところで、まず事務局の考え方としては、現状において、今、県議会の方で条例制定に向けた検討会が動き出しているという事実は紛れもないところでございます。

執行部側としては、県議会の動きに合わせて、執行部側から様々な情報提供をして、条例制定に向けた調整を図っていければと考えておりますので、書きぶりとしては、やはり県議会の条例検討会というところをベースにした書きぶりで調整いただけないかなというところでございます。

また、取り組みの方向性については、少し後ろ向きだというような御意見も多々ございますので、そこは書きぶりの主体性というところを、踏み込んだ形で、県としても前向きな取り組みというところが、表現上、加わるような形で文言修正をさせていただければと考えております。

もう一点、課長の方から、条例と計画の位置づけという形で、条例が上位にあるということで、一般論的には、法律や条例と計画の位置づけというのはその通りではございますが、今回の場合、がん対策基本法に基づくがん計画というものを、まさに今作ろうとしていて、こちらの方が先に出来上がるわけです。

そこに向けた協議をこの協議会の皆様から御意見をいただいて、より詳細な内容でもって、実効性ある計画を作って、ほとんど出来上がっているという状況です。

それに対して、条例の方が追いかける形で、今後、検討するということになりますので、条例制定の過程においては、やはり先行しているがん対策基本法に基づく県計画に書き込まれている内容をベースに、どういった内容を条例に盛り込むべきかといったあたりが、検討のベースになろうと思っております。

議会の検討に当たっても、当然、執行部側が様々な形で情報提供をしたり、意見交換をしたりする場面というのは当然ありますので、我々としてはそういったところをしっかりお伝えをすることで、計画と条例の内容に少なくとも齟齬が出ることがないように進めていければと考えております。また、橋本先生もおっしゃっていましたが、条例そのものにあまり詳細なことが書き込まれるというのは一般的ではございませんので、より個別具体的内容というのは計画に盛り込まれて、ただ、恐らく、これまでの議論でもあったような、様々な方を巻き込んだ啓発だったり、危惧を盛り上げたりという部分で、条例の意味合いというところが、より重要性を増してくるのかなと感じているところでございます。

事務局から以上でございます。

(石岡会長)

どうもありがとうございます。

結局、県も検討するということですね。

なので、今の大森副部長の御意見を伺って、なおさらもう変えない方がいいと思いました。

要するに、県も検討するということだと思います。

やはり、県民の視点に立てば、今、副部長が説明になられたことは、御尤もだと、我々も当然思っていますし、橋本委員がお話になられたように、恐らく専門家の意見は聞かざらうし、当然、確定間近の推進計画に沿った形での条例になるであろうというは、ほぼ疑ってはおりませんが、私としては、やはりこの計画と条例というのは、県と議会ということで、作る主体が違うわけですから、それぞれ独立しているという必要があると思います。

ですから、なおのこと、議会がこういうことを検討しているということは、県が策定する推進計画には書くべきではないというのが私一県民としての意見です。

この点に関してどなたか違うという意見ございましたら、お願いいたします。

(山崎委員)

河北新報の山崎です。

20年ほど前に県議会を担当しました。宮城県議会の方々はとても優秀で、全国初の議員提案条例をたくさん作り、当時は全国の都道府県議会の中でトップランナーでした。

東日本大震災後の状況は、正確にフォローできておらず不明な部分もあるという前提で、「立法と行政」の関係についてお話をさせていただきます。

条例は、地方自治法などに基づき地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定する法形式の名称です。地方公共団体が義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとされています。

一方、私たち協議会は、知事から諮問された立場にとどまり、私たちが条例について「こうすべきだ」「ああすべきだ」という権限は、パブリックコメントなどの場合を除き与えられていないと、理解しております。

議員の立場からすると、県議会の議決を伴う条例に（パブリックコメントなどの求めがある場合を除き）意見することは、若干、矩（のり）を超えていると受け止められ、逆に誤解を招く可能性があります。

私のイメージとしては、議会が県条例制定に向けて動いてくれたということは、がん対策を強力に推進するための応援団、つまり、県民一人一人、県を挙げて推進する応援団的な存在だと思っております。

従って「これまで議論してきたことが盛り込まれないのではないか」という懸念は、全くもって杞憂だと、法制度上も、私個人の取材経験を通しても思っております。

（石岡会長）

山崎委員、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

結局、心配は、この立て付け上、恐らく懸念はないわけではないと思います。

今回の条例を作ろうということは、私たちのがん対策推進協議会での議論をお聞きになって、宮城県にも条例が必要だということになったはずですので、そもそも出だしがこの協議会の議論ですので、これを無視するということはないと思います。

ただ、中間案に検討するということを書いてあって、その上で、議会の方でも検討すると言っているわけですから、あえて、私たちの計画に、議会云々のことを書く必要はなおのことないだろうと思われました。

この件に賛同していただけますか。

橋本委員どうぞ。

（橋本委員）

がん対策推進計画案に条例のことが書いてありますか。

分からないのですが、最終案のどこに書いてあるのでしょうか。

（石岡会長）

そしたら、事務局の方で出してもらえますか。

条例の書き直したところで、黄色くなっているところの2か所ぐらいあると思います。

最終案の緑で囲んである資料3になります。

（事務局）

事務局でございます。

記載されている場所は、最終案ですと 92 ページ及び 94 ページ二カ所に記載がございます。

(橋本委員)

なるほど。

少しだけ書いてあるのですね。

ただ、これは実際にあるのですから、書いてあったとしても、それは単なる事実の記載というだけでいいような気がするのですけれども。

(石岡会長)

中間案を出していただくと、中間案には検討すると書いてあるのですね。

(橋本委員)

条例検討会があるということは、このまま書いておいても、その肝心の語句を会長がおっしゃったように、中間案のままにしておけばいいということではないでしょうか。

(石岡会長)

今、困ってもらった、この部分は、がん対策条例の制定を望む声があるので、県としては、「関係者の意見が伺いながら検討していきます。」と書いてあるのです。

私が申し上げているのは、これでいいのではないかということです。

ここに先ほどの議会の話を持ち込むと、今みたいな議論になってしまいますので。

(橋本委員)

わかりました。

私としては会長に賛同します。

(石岡会長)

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

(加藤委員)

今の議論を聞きまして、中間案のラインで困ってもらったところは、中間案のままの方が、計画が先行していて、がん対策基本法に基づいて、県の責務としてこういったものを作りましたという状態にしておくのが良いのではないかと思います。

この条例ができたところや、県議会が条例を作ったところまで書き込むと、色々とそこに縛られてしまう可能性が出てくるので、計画としてはこの状態の方が良いと私は思いましたので会長の意見に賛同します。

(石岡会長)

ありがとうございます。

では、これはここを残すということで事務局と検討しようと思います。
それでここはよろしいでしょうか。

(委員一同)
異議なし。

(石岡会長)
ありがとうございます。
先ほどのもう一つのところの県の独自の病院ということに関しては、何か御意見はございますか。

(加藤委員)
県独自の基準というのは、賛成するところです。
ただ、これはどこが基準を定めるのかということだけ、気になるところではあります。

(石岡会長)
恐らく先ほど事務局から説明がありましたが、宮城県がん診療連携協議会に意見を聞くというような形になって、最終的には、県が決めるということになると思います。
これは、具体的などころまでここに書く必要はないと思いますが、県側はここに関しては相当踏み込んで書いてもらったと思いますし、説明資料の9のところ、一定要件を満たす病院のイメージと
いうところに、拠点病院に準じる病院という資料がありますので、私は、計画にはそういった書きぶりになったということで、具体的には、県が指定する制度を設けるなどを含めて、それらの病院が
云々というふうに書いてあるスライドとその一つ前のスライドで、最終案には、この赤字で示すような書き方が書かれているということで、計画にはこれで十分ではないかなと思います。
後は、県が場合によっては、協議会に諮問して、指定する条件は、どういうものかということ来年度に決めてもらうということになるのかなと思います。
よろしいでしょうか。
山田委員いかがでしょうか。

(山田委員)
私は、これに関しては賛同しますし、決まった場合には、宮城県がん診療連携協議会でも、早急に対応したいと思います。
文言として「県が指定する制度を設けるなどを含めて」というのが、私には、これが一体何を指しているのか分かりにくかったのですが、一定の要件を満たす病院という意味ではないのでしょうか。
そのところを御説明いただきたいなと思いました。

(事務局)
事務局でございます。

こちらの内容につきましては、書いてあります通り一定の要件を満たす病院というのを、がん診療連携拠点病院の国指定のものに準じる病院として指定するという制度を設けることを検討するという記載でございます。

(石岡会長)

ということだそうです。

これは私が書いたわけではないので、私の想像や期待もあるのですが、制度があるということは、当然、お金の問題もありますので、単に指定要件ということよりも、制度を設けるなども含めてという曖昧な書き方ではありますが、県議会などに予算を出して、それを認めてもらうというようなことも場合によっては必要なのかなと思います。

これは、私の期待ですが、そういうことを考えれば、何らかの制度みたいなものが必要なのかなと思います。

事務局がそう書いたのはそのままでもいいかなと私は思います。

(山田委員)

わかりました。

それで納得します。

(石岡会長)

ありがとうございます。

他にこの県独自県が指定する病院ということに関して御意見ございませんか。

(菅原委員)

ぜひこの県の指定する病院ということに関しては盛り込んでほしいです。

それから表現が分かりにくくはありますが、県が指定する病院の中で相談支援の強化などは、診療報酬に直接か繋がらないもので、非常に充実しにくくなっているんで、指定することによって、そういったものに関して、お金だけではなく何らかのバックアップの方法を考えて、充実していければなと思うところがあるのでこの文言は入れてあるといいなというのと、今後、具体的なことを考える時の様々な方法というのは考えられると思うのでここはぜひ追加してほしいというか、このまま入れてほしいと考えます。

(石岡会長)

ありがとうございます。

菅原委員の御指摘は非常に重要なポイントだと思います。

拠点病院じゃなくても、化学療法の加算などは取れますが、相談支援あるいはがんの共生に関わるような部分ということに関しましては、拠点病院以外ではほぼ手付かずの状態、許容されてきている現状があるわけですから、今のところは非常に重要なポイントかと思います。

それでは、県独自の指定病院のところに関しましては、少し書き改める必要はあるかもしれませんが、皆さん御意見があれば、この後メール等でよろしくお願ひします。
基本的には、県が書いた案で行くということによろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(石岡会長)

そうしましたら、この2つの条例と県独自の病院のところばかりに、時間を費やしましたが、その他のところで、最終案について御意見があれば、ぜひ御発言ください。

なお、先ほど県がパブリックコメントの結果に関する説明をしてくださいましたが、資料2に、パブリックコメントの一つ一つに関して、最終案に入れたのか、入れないのかというようなことが県の考え方というところに記載がございます。

このように、例えば最初のところに関しては、分析を進めてまいりますということで意見を承りましたという形、それから二番目のところは、実際に御意見を踏まえて、全国と県の比較ができるデータに修正するというところで修正してあります。

これから次は取り組んでまいりますとか云々ということで、次のページを流してもらって、取り組んでいくということは、そういうふうに書き直せということに関して、その通りは書いてないということになります。

あとは、今回、一般の病院という言い方に変えたと思いますが、色々な御意見があり、事務局独自にやはりもう少し分かりやすくということを考えて、がん診療を行う一般の病院という、これでかなり分かりやすくなったと思います。

それから、その下は御意見の通り修正しますというのが二つ続いています。

あと喫煙のところに関しましては、先ほど説明がありましたが、みやぎ21健康プランと連動するということですが、左側のパブコメの方にはワースト5位6位ということを明記すべきであろうというようなことなどが書いてあります。

要するに、これまでもみやぎ21健康プランと連動してきましたが、簡単に言えばうまくいってないということですね。

以前よりも順位が下がっているわけですから、私としては、さらに連動するだけでなく、より強い喫煙対策ということを持たないと、第4期後もこの順位からは脱することはできないだろうということで、みやぎ21健康プランというのは、今、策定中だと伺っています。

ですから、その部分がこの喫煙対策に対してどのように強化して、より有効な手を打っているのかということに関しては私も把握してないです。

この点は事務局の方で説明していただけないでしょうか。

そちらの進行状況も、よく把握されていると思います。

(事務局)

健康推進課のプランの策定を担当しております、津田と申します。

みやぎ 21 健康プランも令和6年度から第 3 次のプランをスタートするというので、現在、検討をしているところであります。

今回、3次プランとしましては、多様な主体による連携と共同の取り組みということで、より実効性のある取り組みを進めていくということを意識して、各施策に取り組むという記載にしております。それで、喫煙のところに関しましても、行政や、地域、職域の保健指導だけではなくて、企業や地域団体、大学、教育機関なども含めて取り組みを推進していくという方向で、現在、策定を進めているところでございます。

(石岡会長)

ありがとうございます。

私から質問ですが、がんをはじめ、他の生活習慣病と喫煙との関係も当然重要なわけで、健康日本 21 に準拠した形でがん対策、喫煙対策が当然行われると思いますが、非常に宮城県の喫煙率が高いということに関しての危機感というのは、そちらの方の議論でも当然出ていると理解してよろしいですか。

(事務局)

その通りでございます。

(石岡会長)

そういう議論になっていると、宮城県は非常に喫煙対策に問題があるという理解でよろしいでしょうか。

対策に問題があるという意見ではないですか。

(事務局)

喫煙に関して、さらに取り組みを進めていく必要があるという認識でございます。

(石岡会長)

さらに取り組む必要があるというのは、第3期の時もそのように、こちらもあちらも書いたもので、さらに進めるということだけでは、どうも実効性が伴わないのではないかと、私はいつも思っていました。

先ほど、企業などについても書いているということでしたが、市町村に対しては、どういう働き方をしているのでしょうか。

がん対策に関しても、特に市町村に対してどうということは多分入っていないのですが、みやぎ 21 健康プランの方には、対策を打つ相手方に市町村というのは書いてあるのでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。

みやぎ 21 健康プランのたばこ対策に関しましては、多様な主体の取組みの推進の中で、多様な主体による喫煙の健康影響に関する普及啓発ですが、あと禁煙支援にかかる情報発信、すべての取組みについて、市町村と連携して取り組むとしております。

これまでも禁煙を希望する方が、着実に実行していけるような情報提供については、市町村と一緒に啓発に取り組んできたところがございますが、次期計画については、新しい取組みも含めて、引き続き行っていこうと思っていきたいと考えております。

(石岡会長)

禁煙を希望する方という書きぶりですが、私、国のがん対策推進協議会では、それはダメだと言って、その部分はなくなっています。

要するに、喫煙対策というのは希望する、しないということが全然関係なく、吸いたい人はそのまま吸っているという意味なのですね。

ですから、それはいけませんということで、国のがん対策推進基本計画ではそういう書きぶりはなくなっています。

ですから、みやぎ 21 健康プランの話はしたと思いますが、禁煙したいという人にだけ対策・支援すればいいという話では全くなく、吸っている人にやめろということががん対策なのです。

ですから、みやぎ 21 健康プランの方に、もしそういう書きぶりがあるとしたら、それはかなり問題があると思います。

国のがん対策推進基本計画とは、もうそれは古いということになったわけですから、ぜひそこところは県の方で、事務局で審議会の意見を聞いて、文章を最終的に整えられると思いますので、その点はぜひ御留意いただきたいというのは、私の意見です。

一県民の意見でした。

ということで、これは国もそうですが、どうしても健康増進法側の方に引っ張られてしまうのですね。

これは冒頭にもこの会議を開くときに申し上げましたが、国の方はがん対策推進基本計画というのは、がん対策基本法にだけ縛られていて、健康増進法には全く縛られてないので、そこをそう書くのはおかしいということで厚労省に何回も食いついたのですが、実は都道府県のがん対策推進計画は、法律を総合的に勘案して決めるということになっていますので、これは仕方ないです。健康増進法、あるいは、みやぎ 21 健康プランなどと整合性を取って、策定していくというふうに立て付けられています。

ですから、県の方でこう言う書きぶりにするのは仕方ないです。

私ばかり拘っているのですが、ここには御意見ございませんか。

細かいところは、委員の皆様は大体これでいいということで理解してよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(石岡会長)

ありがとうございます。

最終案については、先ほどの条例のところは見直す必要がありますが、今後の最終案を確定するにあたっては、私と事務局でもう一度話し合います。

最終話の確定に関しましては、事務局と私に御一任いただきたいと思います。

それでは加藤委員どうぞ。

(加藤委員)

細かいところということでしたので、90 ページのがん登録の利活用のところで、黄色いマーカーが引いてあるところです。

この「がん検診の精度管理にがん登録情報を活用する際にも」と書いてあるのですが、ここに突如出てくるので、42 ページのところのがん検診の精度管理のところには、実はがん登録を利用した精度管理ということが触れられていないので、がん登録の利活用の中で、がん検診の精度管理にも使うということに触れているのであれば、42 ページのがん検診の方の精度管理のところにも少し反映させていただけるとありがたいかなと思いました。

もしくはこの下の取り組みの方向性の方にも、利活用の中で書き込んでいただくかどうかということをお願いしたいと思います。

(石岡会長)

私は、そこについては、盛り込めるとしますので、よろしく願いいたします。

他にはいかがでしょうか。

各論で結構です。

(橋本委員)

最終案の 92 ページの記述はそのままいいという理解でよろしいでしょうか。

実際に、中間案のところでは、92 ページの真ん中あたりに「がん対策条例の制定を望む声があります」というところで切っていましたが、実際に検討会が始まったので、事実としてそれは書いてもいいだろうと思います。

そうするとその下に書いてある文章があることによって、この計画をきちんと見て、それを実行する方向に条例が行くのだというような足かせにもなると思いますので、92 ページの記述はこのままで良いかなと私は思ったのですが、94 ページはもちろん、会長がおっしゃるように、中間案の記述の方がいいだろうと思っていますが、いかがですか。

(石岡会長)

ありがとうございます。

私もそれはそう思っていますが、いかがでしょうか。

ここはこのまま条例に向けた議論や機運がまさに我々も高まっている。

議会ではなく、私たちもそうしているわけですから、県民のがんに関する関心を高めることに条例の趣旨が県民に広く浸透するよう啓発を進め、条例ができたかのように書いていますが、患者を含め、県民が一体となってがん対策を一層推進していきますということで、これは条例を誰が作るということは、一切書いていませんので、県が検討するということを書いたとしても矛盾はしないと思います。

橋本委員、どうもありがとうございました。

これはこのまま残すということにしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

(事務局)

事務局からよろしいでしょうか。

本日欠席されている佐々木加奈子委員からコメントの方をいただいておりますので、この場で御紹介させていただきたいと思います。

「資料を基にコメントをまとめました。

素人コメント失礼いたします。

最終案について資料もたくさん補足されて分かりやすくなりました。

県内の取り組みも横断しているので新たな知見でした。

コラムの目次について、がんとの共生を支える取り組みがあれば嬉しいです。

12 ページのところですが、がん罹患数と年齢調整率の推移の最新のデータがあるとさらに良いと思います。

88 ページのところですが、「マスメディア・ソーシャルメディアとあらゆる手段により広報するとともに」とあるので、ちょっとしたキャラクターがあると身近に感じるのかもしれませんが。

99 ページのところですが、本文中に米印アスタリスクなどの印があると用語解説が最後で確認できることがわかります。

年齢調整死亡率なども素人には分からなくて、自分で調べていました。

続いてパブリックコメントについてですが、24 番のところ、情報や広報が少ないことについて賛同します。

25 番のところですが、サイコオンコロジーは、患者さん自身も専門医がいることは知らない方が多いかもしれません。

主治医との連携も不可欠なのかもしれません。

36 番のところですが、何らかの評価は必要だと思いました。

私からは以上になります。

引き続き数値も大切ではありますが、質が高い支援を期待しております。

多大なる御尽力に感謝申し上げます。」

以上になります。

(石岡会長)

ありがとうございます。

佐々木委員からの貴重な意見があったと思います。

計画には、キャラクターを作るとは書かないでしょうけど、ぜひ、今後、行政でそういう方向で進めていただきたいと思います。

御承知の通り、今の比較的若い層は、そういったキャラクターがあるとかなり閲覧率が高くなって、広報性が高まるということで、SNS 等も含めて、そういう広報には色々と工夫が必要だということは、先ほどの御指摘だと思います。

それから、36番ですが、これはどうでしょうか。

検討してまいりますということですが、これは計画に書かないということですが、がん対策推進協議会に評価・起草委員を設置してはいかがかという御意見を書いた方がいらっしゃるのですが。

前の第3期の時に中間評価などはなく、最終評価とほぼ同時に第4期の策定がすぐ後に始まったという形ですね。

第4期の計画ができた次年度以降、どのように県では考えていらっしゃるでしょうか。

これは6年間進めるということになるとと思いますが、1年、国とズレてきますので、評価はどのように検討されるのでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。

最終案の 98 ページに、がん対策の進捗状況の把握及び評価というところで記載させていただいておりますが、宮城県がん対策推進協議会において、毎年進捗状況を御報告し、がん対策の効果の検証と評価をお願いしていきたいと考えてございます。

その下の欄に書いてございますが、進捗状況を適切に把握して管理するために、3年を目途に中間評価を考えているところでございます。

また、継続審議と思っておりますが、ロジックモデルを活用して、進捗を見ていきたいと考えてございました。

以上です。

(石岡会長)

簡単に言うと、協議会が評価するということですね。

(事務局)

その通りでございます。

(石岡会長)

ですから、新たにこの評価・起草委員会みたいな組織を作ることではなくて、この協議会がそもそも評価するということですね。

恐らく、この意見をくださった方としては、作った側とは別に評価があった方がいいだろうということだと思います。

そういう考え方もあるかと思いますが、評価については記載されているということです。
それから、前回、確かコロナの影響だったかと思いますが、中間評価ができなかったので、最終評価という形になりました。
国の方も中間評価とは言いつつ、ほぼ最終評価に近い形での評価になったということは御承知の通りですが、今回は今の御説明では中間評価も行うと記載してあります。
毎年、協議会を通じて、どういう状況かということをチェックしていくということです。
ですから、ここについては、私は現状でいいのかなと思います。

(加藤委員)

中間評価をなされるということですが、その時にはロジックモデルの中間アウトカム指標をお渡しいただいて、それによる評価をする。
場合によっては、初期アウトプットなどでも、施策の見直し等、そういったこともやるという考え方でよろしいでしょうか。

(石岡会長)

今後のロジックモデルの取り扱いについても含めて、御説明をお願いします。

(事務局)

ロジックモデルにつきましては、今回、参考資料につけさせていただいております。
次年度もう少し御意見を頂戴しながら、評価に対応できるようにしていきたいということと、あと評価指標につきましては、同じようにロジックモデルで検討していくものになるかなと考えてございますが、この参考資料につけております指標をベースに御検討いただきながら、必要に応じて見直していくものと考えてございます。
以上です。

(石岡会長)

加藤委員、よろしいでしょうか。

(加藤委員)

ありがとうございます。
そうしますと、ロジックモデルは、まだフィックスしてないということよろしいでしょうか。

(石岡会長)

いかがでしょうか。
私はそういう理解でおりまして、次年度の早い時期にこれを確定し、中間評価等に使えるように準備しておくとして理解しております。

(事務局)

事務局でございます。

そのように考えているところでございます。

(石岡会長)

そういうことで、加藤委員、よろしいでしょうか。

(加藤委員)

ありがとうございます。

色々なアウトカムのデータベースなど、まだ未確定のところがあるのかなと思いながら見ておりましたので、そういった流れであれば、了解いたしました。

(石岡会長)

国のロジックモデルも実は、不完全なところが実際にはあるので、それは厚労省のがん・疾病対策課あるいは協議会の土岐委員長も、これはもう少し議論する必要があると言っているのです、県も似たような状況ということです。

(加藤委員)

了解しました。

ありがとうございます。

(石岡会長)

他にいかがでしょうか。

細部でも結構です。

(渋谷委員)

渋谷です。

一点確認させていただきたいのですが、資料3の最終案の30ページをお開きいただけますでしょうか。

30ページは、現状と課題を取り上げた図表4の1の1というのがありますが、取組による成果・進捗ということで、こちらの真ん中に、現況値の令和4年度のものが載っております、これは小さく※3として補正值と書いた上での数値ということがありますが、さらにその次のページで今度は31ページですが、こちらは目標数値ということで第3次みやぎ21健康プランの目標値を掲げていただいて、この目標値自体は前のものと同じなのですが、ここに今回あえて加えていただきました現況値が、先ほどの30ページの現況値と違っておりまして、これ多分30ページの補正值ということで、同じ数字であることが、一般的なのかなと思っていましたが、違う理由みたいなのところも何かしら補足が必要なのかなと思っております、こういう資料の引用箇所が2、3箇所続きますので、この辺ところの扱いについて御説明いただけますでしょうか。

(石岡会長)

私も気がつきませんでした。

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

(事務局)

事務局から御説明申し上げます。

30 ページの図表 4 の 1 の 1 の令和4年の「現況値は補正值」とありますのは、ベースラインとなります平成 28 年次の県民健康栄養調査の調査対象者の年齢構成等に合わせて補正をしたものが補正值として、令和4年の方になっております。

31 ページの現況値の方は、平成 28 年に合わせた補正を行っていないためにと違う値になっているということでございます。

(石岡会長)

ありがとうございます。

それはその通りで、渋谷委員もそのことは、御存知でそう発言されているのですが、要は分かりにくいということですよ。

(渋谷委員)

近くにあるので、比べて見られる気がしますので、もう少し説明が欲しいかなと思いましたが、御検討いただきたいと思います。

あと時間がなくなってきたので、もう一点ページの振りで、目次の方は合っているのですが、今回コラムの方を抜粋する形で目次を振ってもらっています。

コラムの目次で22ページとなっているところは 23 ページだと思います。

最終校正でズレることもあると思いますので御注意いただければと思います。

以上でございます。

(石岡会長)

どうも貴重な御意見ありがとうございます。

今のような御意見は、後でほかの委員からもあれば御連絡ください。

また先ほど申しあげましたように、会長の私に皆様の御意見を一任していただきまして、事務局と相談して、精度の高い最終案にしたいと思いますので、よろしく願います。

なお、完成しましたら委員の皆様にも一度見ていただくというプロセスを設けますので、その際またよろしく願います。

他にはいかがでしょうか。

どうもありがとうございます。

条例のところで、かなり活発な御意見いただきまして、今後、最終案をどうしていくかということに関しましても、かなり確定的な方向性が決まって非常に良かったと思います。

今後の予定としては、恐らく最終案を県が確定するというところで、最終的なプロセスは、後ほど事務局から説明いただきたいと思います。私から最後に条例に関してコメントしたいと思います。

県は、議会からの要望に応じて、条例策定のための基本的な資料や考え方等を、恐らく色々作って伝えるのだと思います。

一方、協議会はここで、一旦この年度は終了です。

先ほどからも議論がありましたが、恐らくは、専門家あるいは有識者の意見として、何らかの形で、協議会の委員なのか、あるいはここにいない人もかもしれませんが、条例検討委員会の方では、県内の有識者に意見を求めると思います。

先ほども少し申し上げましたが、協議会は離れ、やはり我々有識者で、もう既にある41都道府県の条例などをよく検討、吟味して、条例検討委員会の方に呼ばれば、それを基に十分な意見を言えるようにしたいと思います。

呼ばれなくても、議会の方に意見を提言するといった積極的な対応をするのが私は良いのではないかと思います。

それは皆さん、先ほど加藤委員や吉田委員をはじめ、上位は条例、計画は下位ということによる色々な懸念があるので、より有効な計画と条例の関係にするためには、やはり我々がそこを橋渡しするようなアクティビティがあって良いのではないかと思います。

仮に、がん対策条例研究会というようなものでも作って、皆さんと意見交換をしたいと思います。これは県の諮問を離れるわけですから、勝手連でやるという形になろうかと思いますが、事務局としては、そういうことは、我々の県民の自由としてもちろんやっていいですよ。

(事務局)

事務局でございます。

特に制限するようなものはないと考えております。

(石岡会長)

ということで、そのように私はしたいと思います。

有志勝手連ですから、有志の皆様を私から募りますので、その際はぜひ、御協力をお願いいたします。

私の会長としての議事は以上といたします。

私の進行の下手際でかなり時間がオーバーしてしまい、大変申し訳ございません。

マイクを事務局にお返しします。

今後の予定等も含めて御説明いただければと思います。

よろしく申し上げます。

(事務局)

事務局でございます。

今回の御審議の中でございました最終案からの、さらなる修正等につきましては、会長の方からもありましたが、会長と事務局の間で調整させていただいて、最終的な最終案ということにさせていただきたいと思えます。

また、議会の方の条例検討会の方で、先ほども資料の中にありましたが、執行部等からの意見聴取という機会が予定されているようでございましたので、その際にはこの成案となる第4期宮城県がん対策推進計画の対応につきましても、きちんと情報提供してまいりたいと考えてございます。

(石岡会長)

ぜひよろしく申し上げます。

(司会)

それでは、石岡会長、議事進行いただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日の内容につきましては、会議録として議員の皆様にご送付させていただきますので、後日、内容の確認について御協力をお願いいたします。

それから本日の協議会につきましては、今年度最後という形になりました。

今年度は4回にわたり御意見・御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど課長からお話がありました通り、新たな計画ができましたら委員の皆様にご送付させていただきます。

新計画の普及推進につきましても、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

また、来年度の協議会につきましては、本年4月以降、改めて御連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、宮城県がん対策推進協議会を終了いたします。

一年間にわたり、大変ありがとうございました。